

## 町屋本町第2自治会北部地区地区計画の概要

(福井市町屋3丁目の一部 約1.8ha 決定日：平成31年1月11日)

### 1. 地区計画の目標

本地区は、生活の利便性が高く、閑静で住みよい住宅地としての環境を維持し、誰もが笑顔で住み続けられるまちを目指す。

### 2. 土地利用の方針

住宅を基本とした市街地を形成し、今後も引き続き住宅地としての利用が進むよう、良好な住宅地としての質を維持する土地利用を図る。

### 3. 建築物等の整備の方針

閑静で住みよい住宅地としての環境を保護、育成するため、建築物の用途制限、建築物の高さの最高限度を定める。

### 4. 地区整備計画

用途地域	第1種住居地域（建蔽率：60% 容積率：200%）
建築物等の用途の制限	第1種住居地域における建築物の制限に加え、以下の建築物は建築してはならない。 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項に掲げる建築物 ⇒ 第2種中高層住居専用地域における建築物の制限と同じ制限内容になる。
建築物等の高さの最高限度	12m

福井都市計画地区計画（町屋本町第2自治会北部地区地区計画）の計画図

